

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 22 年 2 月 12 日

佐賀県知事 古川 康

1 組合の名称

兵庫北土地区画整理組合

2 事務所の所在地

佐賀市兵庫町大字藤木 15 番地 1

3 設立認可年月日

平成 10 年 10 月 16 日

4 事業施行期間

変更前 平成 10 年 10 月 16 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

変更後 平成 10 年 10 月 16 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 施行地区

(1) 佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字屋敷、字屋敷田、字屋敷前田、字西屋敷、字北小路、字南小路、字中小路、字下小路、字藏床小路、字下天神東、字下天神西、字天神南、字円通寺、字円福寺、字大藏寺、字光明寺、字宝林、字宝林奄、字堂林、字薬師北裏、字薬師森、字中道、字中通り、字明見、字推井樋口、字土井分、字館ノ内及び字西中野の全部並びに字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本杉、字六本杉、字上小路、字才蔵及び字福伝寺の各一部

(2) 佐賀市兵庫町大字渕字三本松及び四本松の各一部

(3) 佐賀市兵庫町大字西渕字二本柳、字三本柳及び字四本柳の各一部

6 変更認可の年月日

平成 22 年 2 月 12 日